

## 留学生受入れのご協力について

学生ハウジングでは、「京都地域留学生住宅保証制度」を利用して留学生の賃貸借契約を斡旋しています。

「京都地域留学生住宅保証制度」とは、保証人を見つけることが難しい留学生のために、京都地域留学生住宅保証機構\*が個人に代わって保証人となる制度です。

具体的には、留学生が家主と締結する建物賃貸借契約について、財団法人大学コンソーシアム京都が保証名義人として連帯保証人となります。ただし、連帯保証契約期間は、当該留学生が留学の在籍資格を有する期間とし、保証の範囲は敷金を充当した残余について30万円を限度に次に掲げる項目に限ります。

1. 家賃もしくは賃貸料及び共益費
2. 賃貸住宅等の修理又は原状回復費用
3. 行方不明時の家財等の処分経費

この制度を利用して留学生の斡旋に努めますので家主様の留学生の受入にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

※ 京都地域留学生住宅保証機構とは、京都府下の主な大学、(財)大学コンソーシアム京都、(財)京都府国際センター、(財)京都市国際交流協会、(財)日本国際教育支援協会等で構成されています。また、京都府・京都市はオブザーバーとして参画しています。  
現在、加盟大学・団体は47大学5団体です。



賃貸住宅 仲介・管理のコンプライアンス企業  
**学生ハウジング 3215.CO.JP**